

提出を省略する書類についての確認書（育児休業等支援コース）

申請事業主	
事業主名	
<p>両立支援等助成金（育児休業等支援コース）支給要領 0401 に基づき、 前回（ 年 月 日）申請の</p> <p><input type="checkbox"/>両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の（育休取得時）</p> <p><input type="checkbox"/>両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の（職場復帰時）</p> <p><input type="checkbox"/>両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の（業務代替支援）</p> <p><input type="checkbox"/>両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の（職場復帰後支援）</p> <p><input type="checkbox"/>両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症対応特例）</p> <p><input type="checkbox"/>中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）の（育休取得時）</p> <p><input type="checkbox"/>中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）の（職場復帰時）</p> <p><input type="checkbox"/>中小企業両立支援等助成金（代替要員確保コース）</p> <p><input type="checkbox"/>両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の（代替要員確保時）</p> <p>の申請時から変更がないため、以下の書類の添付を省略します。</p> <p>1 本社等及び支給対象労働者が生じた事業所等の労働協約または就業規則（※）のうち、</p> <p>①育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業の制度及び育児のための短時間勤務制度を規定していることが確認できる部分 <input type="checkbox"/></p> <p>②子の看護休暇制度を規定していることが確認できる部分（※職場復帰後支援【子の看護休暇制度】のみ） <input type="checkbox"/></p> <p>③保育サービス費用補助制度を規定していることが確認できる部分（※職場復帰後支援【保育サービス費用補助制度】のみ） <input type="checkbox"/></p> <p>④新型コロナウイルス感染症に係る小学校休業等により子どもの世話を する労働者のための特別休暇制度 <input type="checkbox"/></p> <p>※ 就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合の、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることが確認できる書類（社内への周知日が確認できるもの）</p> <p>⑤当該規定に係る労使協定 <input type="checkbox"/></p>	<p>←前回の申請年月日を記載の上、該当する助成金にチェックしてください。</p> <p>↓該当する項目をチェックして下さい。</p>

2 ※育休取得時のみ

労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰について、育休復帰支援プランにより支援する措置を実施する方針を労働者へ周知したこと及びその日付が確認できる書類（例：実施要領、通達、マニュアル、育児休業規定、社内報、イントラネットの掲示板等の画面を印刷した書類等）

3 一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（例：受理印のある策定届）

4 育児休業申出書

5 ※新型コロナウイルス感染症対応特例のみ

新型コロナウイルス感染症に係る小学校休業等を理由として、両立支援制度（※）が利用できる旨の周知を行った書類

※ テレワーク勤務制度、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）、小学校等の休業期間に限定した短時間勤務・時差出勤の制度、夜勤回数の期限、労働者の養育する子に係る保育施設の設置運営及び育児サービスの費用の補助・貸与その他これに準ずる便宜の供与のいずれかの措置